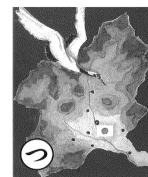




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年4月13日(金) 第9591号

目次

ページ

告 示

○解除予定保安林(森林保全課)	2
○保安林の指定施行要件の変更予定(同)	2
○道路の供用開始(道路管理課)	3
○同	3

公 告

○土地利用基本計画の変更(地域政策課)	4
○肥料の登録(技術支援課)	4
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	4
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧(同)	5
○土地改良事業の工事の完了(同)	5
○同	5
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	5
○同	6
○同	6

■ 告 示

◎群馬県告示第122号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 桐生市広沢町五丁目字西ノ入4810の3、4812の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第123号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 安中市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、安中市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 安中市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
安中市(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 安中市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	高崎渋川線	高崎市大橋町14番の1地先から同市同37番の4地先まで	平成30年4月13日

◎群馬県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	太田大泉線	太田市龍舞町5400番地先から同市同5502番地先まで	平成30年4月16日

■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県企画部地域政策課、中之条町役場、長野原町役場、嬭恋村役場、東吾妻町役場及び千代田町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 変更年月日 平成30年3月28日
- 2 変更内容 農業地域及び森林地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10011号	豆腐かす乾燥肥料	有機チッソ5.3	窒素全量5.3 りん酸全量1.0	該当なし	リプロテック株式会社 群馬県前橋市富士見町赤城山1204番地の115	平成36年4月1日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
安中磯部	理 事	新 任	伏田都一	安中市松井田町人見868番地1
	同	退 任	上原修司	同 同 1417番地
群馬中部	監 事	新 任	島方正一	高崎市我峰町466番地
	同	退 任	岡田篤	同 沖町107番地1
群馬用水	理 事	新 任	高木勉	渋川市横堀1045番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大谷牛秣土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成30年4月16日から同年5月16日まで
- 3 縦覧に供する場所 藤岡市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の工事が完了したので公告する。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良事業の名称	地区名	工事完了年月日
県営農地整備事業（畑地帯担い手育成型）	赤城西麓北上野	平成29年3月28日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の工事が完了したので公告する。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良事業の名称	地区名	工事完了年月日
県営農地整備事業（耕作放棄地型）	萩生川西	平成30年3月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中之条都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 中之条都市計画道路 3・4・3号 名久田竜ヶ鼻線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 中之条町大字伊勢町地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所及び中之条町建設課
- 4 縦覧期間 平成30年4月13日から同月27日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、吾妻都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 吾妻都市計画道路 (1) 3・4・3号 植栗線 (2) 3・4・5号 原町駅南口線 (3) 3・6・9号 植栗川戸線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 3・4・3号 植栗線
変更する部分 東吾妻町大字植栗地内
 - (2) 3・4・5号 原町駅南口線
変更する部分 東吾妻町大字川戸地内
 - (3) 3・6・9号 植栗川戸線
追加する部分 東吾妻町大字植栗、岩井、金井及び川戸地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所及び東吾妻町建設課
- 4 縦覧期間 平成30年4月13日から同月27日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、吾妻都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成30年4月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 吾妻都市計画道路 (1) 3・4・2号 原町仲通り線 (2) 3・4・4号 稲荷城金井線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 3・4・2号 原町仲通り線
変更する部分 東吾妻町大字植栗及び原町地内
 - (2) 3・4・4号 稲荷城金井線

変更する部分 東吾妻町大字原町地内

廃止する部分 東吾妻町大字金井地内

- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所及び東吾妻町建設課
- 4 縦覧期間 平成30年4月13日から同月27日まで

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
